

自主防災組織向上支援制度

地震その他の災害等による被害の防止及び軽減を図るため、自主防災組織が地区での自主的な防災訓練や研修会を独自に実施する際に、予算の範囲内で補助金を交付します。

【対象者及び補助金の額】

○対象者

各地区の自主防災組織（自主防災会）

○補助金額等

- ・各自主防災会において、**防災訓練や研修に係る経費（表1）**について5万円を限度に補助します。
- ・補助金の交付は、自主防災会（2以上の自主防災会が共同する場合を含む。ただし、共同する場合であっても1自主防災会とみなします）につき、原則1回限りとします。

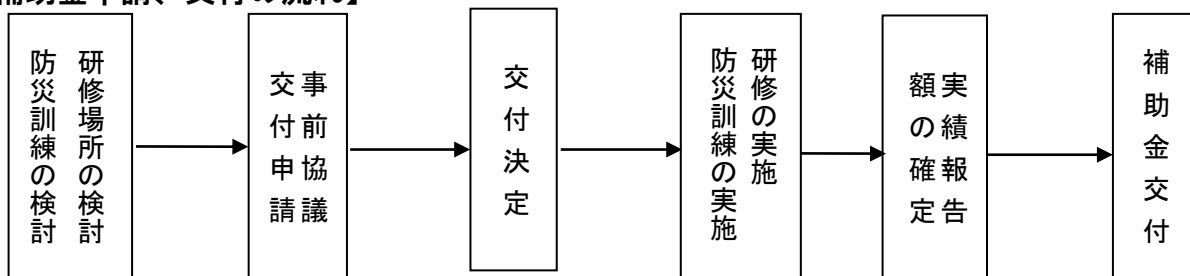
（表1）

区 分	内 容
自主防災訓練に要する経費	1 初期消火訓練に係る経費（材料費、燃料費等） 2 救助救出訓練に係る経費（倒壊家屋作成材料費等） 3 応急救護訓練に係る経費（応急担架作成材料費等） 4 炊き出し訓練に係る経費（炊飯用具、材料費） 5 避難誘導訓練に係る経費（材料費等） 6 応急手当訓練に係る経費（材料費等） 7 訓練要綱及びパンフレットの作成に係る経費
研修等に要する経費	1 防災講演会の開催に関する経費（講師謝礼、パンフレット等の作成） 2 防災研修会に関する経費（研修に係るバス借上料等）
防災士資格取得に要する経費	1 防災士の資格取得に関する経費（講習受講料、資格試験料等）
自主防災団体に関する経費	1 自主防災関連団体に関する経費（活動費、運営費）
その他	市長が特に必要と認める経費

【補助金交付申請】

- ・下記の申請書及び必要書類を、防災危機管理課まで提出してください。
- （1）尾花沢市自主防災組織向上支援事業費補助金交付申請書
- （2）尾花沢市自主防災組織向上支援事業計画（実績）書（様式第1）
- （3）尾花沢市自主防災組織向上支援事業収支予算（精算）書（様式第2）
- （4）その他市長が必要と認める書類

【補助金申請、交付の流れ】



【申請先、お問合せ先】 尾花沢市役所 防災危機管理課
TEL 22-1111（内線235）